

委託業務の成績評定の実施について

真庭市財産活用課

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告する委託業務から、次のとおり成績評定を実施します。

[1]成績評定の実施（新設）

- (1) 委託業務に対する成績評定の実施
- (2) 成績評点を用いた評価の実施

[2]成績評定の概要

- (1) 委託業務に対する成績評定の実施

真庭市が発注する測量業務及び建設コンサルタント業務等の委託業務について、成績評定を実施します。

業務完了後、請負業者に対して、評定結果（成績評点）を通知します。

評定結果については、通知を受けた日から起算して 14 日以内に説明要求を行うことができます。

評定後、成果物に瑕疵があることが判明した時は、再度検査を行い、改めて評定を行います。

- ・ 成績評定を行う委託業務

- 1) 測量及び設計委託業務
- 2) 工事に伴う積算業務
- 3) 補償調査業務
- 4) 申請書作成業務
- 5) 工事施工監理業務
- 6) その他指定のあった業務

- (2) 成績評点を用いた評価の実施

成績評点に応じて A から F までの 6 区分の評価を行います。

評価により、加減点を行い、累積点が一定以下となった場合は指名保留を検討します。

評価が、E 又は F の場合は、累積点に関係なく指名保留を検討します。

成績評点	評価	持ち点への加減
91.9 点以上	A	1 回につき 2 点加点
84 点以上 91.9 点未満	B	1 回につき 1 点加点
76.1 点以上 84 点未満	C	加減なし
70.1 点以上 76.1 点未満	D	1 回につき 1 点減点
65 点以上 70.1 点未満	E	
65 点未満	F	